

# 楽生苑短期入所生活介護事業所 利用料金表

## 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

《短期入所生活介護費・居住費・食費》 単位(円)

令和3年8月1日現在

サービス内容略称	1割	2割	3割		
予防併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	446	892	1,338	要支援1	
予防併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	555	1,110	1,665	要支援2	
予防併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	446	892	1,338	要支援1	
予防併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	555	1,110	1,665	要支援2	
併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	596	1,192	1,788	要介護1	
併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	665	1,330	1,995	要介護2	
併設短期生活Ⅱ 3<多床室>	737	1,474	2,211	要介護3	
併設短期生活Ⅱ 4<多床室>	806	1,612	2,418	要介護4	
併設短期生活Ⅱ 5<多床室>	874	1,748	2,622	要介護5	
併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	596	1,192	1,788	要介護1	
併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	665	1,330	1,995	要介護2	
併設短期生活Ⅰ 3<従来型個室>	737	1,474	2,211	要介護3	
併設短期生活Ⅰ 4<従来型個室>	806	1,612	2,418	要介護4	
併設短期生活Ⅰ 5<従来型個室>	874	1,748	2,622	要介護5	
サービス提供体制加算Ⅱ	18	36	54	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上	
機能訓練体制加算	12	24	36	機能訓練指導員を配置している場合	
看護体制加算Ⅰ	4	8	12	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上	
看護体制加算Ⅱ	8	16	24	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上	
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	45	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合	
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めてサービスを提供した場合	
緊急短期入所受入加算	90	180	270	居宅サービス計画に位置付けられていない利用を緊急に行った場合	
医療連携強化加算	58	116	174	重度者への対応強化	
療養食加算	8	16	24	1食を1回として療養食を提供した場合	
送迎加算	184	368	552	居宅と当事業所との間の送迎を行った場合(片道)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		8.3%		基本サービス費+各種加算の総単位数に8.3%加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2.7%		基本サービス費+各種加算の総単位数に2.7%加算	
食費	利用者負担 1段階		300円	(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各所得段階に応じて左記の料金を負担していただきます。 食費内訳 朝食(320円) 昼食(600円) 夕食(580円)	
	利用者負担 2段階		600円		
	利用者負担 3段階①		1,000円		
	利用者負担 3段階②		1,300円		
	上記以外の方		1,500円		
多床室居住費	利用者負担 1段階		0円	第1段階	世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者、または生活保護受給者
	利用者負担 2段階		370円	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万以下
	利用者負担 3段階①②		370円		
	上記以外の方		855円		
個室居住費	利用者負担 1段階		320円	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が ①80万円超120万円以下 ②120万円超
	利用者負担 2段階		420円		
	利用者負担 3段階①②		820円	第4段階	課税世帯で第2段階、第3段階に該当しない方
	上記以外の方		2,100円		